

1. 件名：新検査制度施行に向けた保安規定変更認可申請等に係るヒアリング（6）
2. 日時：令和2年3月19日（木）10時00分～12時20分
3. 場所：原子力規制庁8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

 实用炉審査部門

 宮本主任安全審査官、角谷安全審査官、照井安全審査官、桐原調整係長

 専門検査部門

 小坂企画調査官、村尾企画調査官

事業者：

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力安全・品質保証グループ 副主管

東北電力株式会社 原子力品質保証室 兼 原子力部（品質保証担当） 課長

東京電力ホールディングス株式会社

 原子力安全・統括部 品質・安全評価グループ マネージャー他2名

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 品質保証グループ 副長他1名

北陸電力株式会社 原子力本部 原子力部 原子力安全評価チーム 担当

関西電力株式会社

 原子力事業本部 原子力発電部門 品質保証グループ マネージャー他3名

中国電力株式会社 電源事業本部 原子力品質保証グループ 副長

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 担当

九州電力株式会社 原子力発電本部 品質保証グループ 副長

日本原子力発電株式会社 安全室 品質保証グループ マネージャー

電源開発株式会社 原子力技術部 安全総括室 課長他1名

日本原燃株式会社

 安全・品質本部 品質保証部 品質計画グループリーダー

5. 要旨

- (1) 事業者から、令和2年4月1日の新検査制度の運用開始に向け、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条第2項第11号及び令和2年2月27日に提出された保安規定変更認可申請書に係る記載方針について、令和2年3月18日及び本日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。
 - 保安規定の設置許可との整合性について保安規定と設置許可本文の記載に差異がある場合について、差異があっても設置許可本文と整合するとしている理由を明確に説明すること。

6. その他

提出資料：

- ・ 品証技術基準（第18回新検査制度WG提示案）に基づくCAPシステム全体像（案）（東京電力ホールディングス株式会社）
- ・ 品質管理基準規則を踏まえた設置許可本文十一号と保安規定第3条との整合性【東京電力HD】
- ・ 検査及び試験と要員の独立の整理
- ・ マニュアル表
- ・ 保安規定第3条変更の考え方について
- ・ 品証技術基準（第18回新検査制度WG提示案）に基づくCAPシステム全体像（案）（中部電力株式会社）
- ・ 設置許可本文十一号 各社記載内容比較表（関西、北海道、四国、九州、原電）
- ・ 設置許可本文十一号 各社記載内容比較表（関西、東京、中部、東北、北陸、中国、電源開発）